1 7 科原安第 1 0 3 号 医政指発第 0 9 2 8 0 0 1 号 平成 1 7 年 9 月 2 8 日 (令和 6 年 1 月 1 日改正)

都道府県 政 令 市 特 別 区

衛生主管部(局)長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長

厚生労働省医政局指導課長

医療機関において調剤されるPET検査薬等の取扱いについて

令和4年12月20日付けで、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示」(令和4年原子力規制委員会告示第5号)(別添1)により、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第8号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素のうち、同号二(以下「PET検査薬」という。)が、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「RI法」という。)の適用を受けないこととされたところである。

なお、サイクロトロン装置等により製造されるところから合成装置により合成され、診療に用いるために、医療法施行規則第30条の8の2で規定される陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室内に搬入される時点までのPET検査薬の原材料等については、従前同様、RI法の適用を受けるものであることに留意されたい。

ついては、御了知頂くとともに、管下医療機関に周知方お願いする。

○原子力規制委員会告示第五号

規定に基づき、 放 射 7性同位 元素等の規制に関する法律施行令 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規 (昭和三十五年政令第二百五十九号)第一条第二号の 制

同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示を次のよ

うに定める。

委員会が指定する放射性

令和四年十二月二十日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

放射 性 同 位 元素等 \mathcal{O} 規制 12 関する法律施行令第一 条第二号の規定に基づき原 子 力規 制 委員 会

が 指 定する放射 性 同 位 元素 等 \dot{O} 規 制 に関する法律 の適用を受けない ŧ のを定め る告示

第 条 医 療 法 (昭 和二十三年法律第二百五号) 及びこれに基づく命令の 規定に より 規 制 を受けるも

0 として原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議 して指定するも Ō は、 次に掲 げるも のとする。

医療 法 第 条 \mathcal{O} 五. 第 項に規定する病院又は同 条第二項に規定する診 療 所 (以 下 「 病 院 等 لح

1 . う。 に備えられ た医薬品、 医療機器等 *(*) 品 質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施 行

うち、 に 令 とを目的として人体 医 規定、 療 (昭 用 よう素百二十五又は金百九十八を装備しているものであって人の疾病 す 放 和三十六年政令第十一号) 射 る医 性汚染物 療 用 放 内 射 <u>(</u>医 性 から再び 汚染物 療法 施 行 取り をいう。 規 別表第一 出す意図をもたず人体内に挿入されたもの及びこれらに係 則 (昭 以下同じ。 機械器具の項第十号に掲げる放射性物質診療用 和二十三年厚生省令第五十号) 第三十条の十一 の治療に使 用 器 第 するこ 算の 項 る

射 同 性 病院等 位 同 元 位 素 及び に備えられ 元素等」 同 条第八号の二に とい た医 う。 療 法 並 施 行規 びにこれらに係 規定す 則第二十四条第八号に規定す る診 療用 る 放射 医 療 性 用 同 放 位 射 元 性 素 汚 (以下この る陽 · 染物 電子 条 断 に 層 撮 お 1 影 7 診 療 診 用 療 放 射 用 放 性

 \equiv 射 す る者 病院 性 汚染 等 以 物 \mathcal{O} 下 管 \mathcal{O} 理者 廃 医 棄 を 療 が 委 用 医 療法 託 放 射 L た場 性 施 汚 行 .染物 規則 合 \mathcal{O} 当 第三十 廃 棄指 該 医 -条 の 定委託 療 用 $\dot{+}$ 放 射 事 应 業者」 性 \mathcal{O} 二第 汚染 とい 物 項 う。 \mathcal{O} 規 定に、 に前 より 号に掲 厚生労働 げげ 省 Ź 令で指 医 . 療 用 定 放

兀 則 第二十 許 可 届 兀 出 **1条第**: 使 用 者 八号ハに 又 は 届 掲げるもの 出 販 売 業者 に が 限 病 る。 院 等に を譲 診 療 ŋ 用 渡す場合に 放 射 性 同 位 お 元 素等 7 て当該 7 ず 病院等が 'n ŧ 医 取 療 得 法 !する診 施 行 規

療用放射性同位元素等

臨床検査技師等に関する法律 (昭和三十三年法律第七十六号)及びこれに基づく命令の規定

により規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、 次に

掲げるものとする。

臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項に規定する衛生検査所 (以 下 「衛生検査所」

という。) に備えられた臨床検査技師等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第二十四

号) 第十二条第一項第五号に規定する検体 検査用 放射 性同位元素及びこれによって汚染されたも

の(以下「検体検査用放射性汚染物」という。)

衛生検 査所 \mathcal{O} 管理 者が 臨 床 検 査技師等に 関 はする法律施行規則第十二条第二 一項の 規 定に ょ り医する 療

用 放射 性 汚染物廃棄指定委託 事業者に検体検査用放射 性汚染物 \mathcal{O} 廃棄を委託 した場 **浴台の** 当該 検 体

検査用放射性汚染物

第三条 医 薬 品、 医 療 機 器等の 品質、 有効性 及び安全性 の確 保等に関する法律 留昭 和三十五 年法 律 第

百 四十五号。 以下 医 薬品医療機器等法」という。)及びこれに基づく命令 \mathcal{O} 規定により 規制、 を受

けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定するものは、 次に掲げるものとす

る。

医薬品 医療機器等法第四条第一項の薬局開設の許可を受けた者、 同法第十二条第一項若 しくは

第二十三条の二第一項の 製造販売業 の許可を受けた者、 同法第十三条第一項の製造 (業 \mathcal{O} 可 を受

卸 売販 売 業の 許 可を受けた者 (以 下 「薬局 開 設者等」 という。 が ·放射: 性医 薬品 の製造 及び 取

項の製造業

の登録を受けた者又は同法第三十

-四条第

項

扱

けた者、

同法第二十三条の二の三第一

規則 (昭 和三十六年厚生省令第四号) に定めるところにより取 ŋ ý扱う同: 令第 一条第 号に 規定す

る放射 性 医 薬品 又は そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 原料若しくは材料及びこれらによって汚染されたもの (以 下 放 (射性) 医

薬品等汚染物」という。)

薬 局 開 設者等が 放 射 性医 薬 品 0) 製造 及び 取扱規則第三条第 項 (同 令第十五 条第 項 か ら第三

項 べまで に お į, て準 用する場合を含む。 0) 規定により厚生労働省令で指定する者 に放 射 性 医 |薬品

等汚染物の廃棄を委託した場合の当該放射性医薬品等汚染物

第四条 獣医 療法 (平成四 年法律第四十六号)及びこれに基づく命令の規定により規制を受けるも

として原子力規制委員会が農林水産大臣と協議して指定するものは、 次に掲げるものとする。

同 同 法施行規則 令第六条の十第一項に規定する獣医療用 位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素並びにこれらに係る獣医療用放射性 獣医療法第二条第二項に規定する診療施設 (平成四年農林水産省令第四十四号) 第一条第一項第十一号に規定する診療用放射性 放射性汚染物をいう。) (以下「診療施設」という。) に備えられた獣医 污染物 . 療

け た者 診療: に前号に掲げ 施 設の管理者が る獣医療 獣医療法施行規則第十条の二第 用放射性汚染物 の廃棄を委託 一項の規定により農林水産大臣 した場合の当該獣医療 用放射 の指定を受 性汚染物

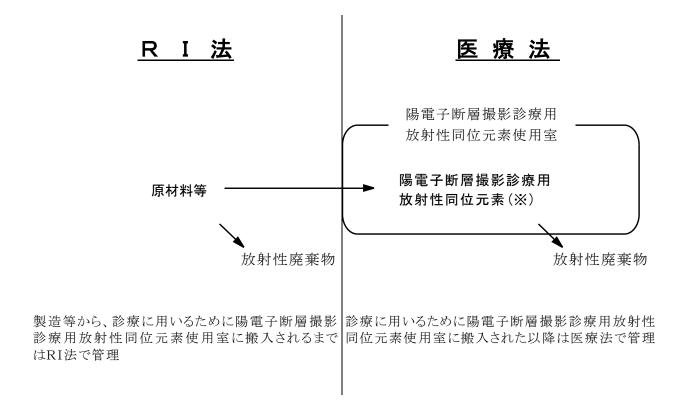
1 第三百四 この告示 + -九号) は、 放射 の施 性 行 同 \mathcal{O} 位元素等の 日 か 5 施 規制 行 す Ź。 に関 する法律施行令の一 部を改正する政令 (令 和 匹 四年政令

附

則

2 物 年 文部: を指定する告示 放 射 科学 性 同 位 省告示第七十 ||元素等 (平成十七年文部科学省告示第百四十 Ò 規 - 六号) 制 に関 及び す る法 放射 律 施 性 同 行 1令第一 位 元 素等 条第五 \mathcal{O} 与) 規 制 号の医 は、 に 関 はする法律 廃止する。 療機器を指定する告示 律 施 行 令第 条第四 平 1号の: 成 十七 薬

院内において調剤されるPET検査薬等の法令上の整理



※ PET検査薬とは「治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される医薬 品であつて、当該治療又は診断を行う病院又は診療所において調剤されるもの」 であり、研究用のもの等は該当しない。(根拠法令:医療法施行規則第24条第8 号二)